

第3回嬉野市議会定例会議案

平成23年9月2日提出

嬉 野 市

報告番号	提出年月日	報告名	頁
6	平成23年9月2日	平成22年度嬉野市一般会計継続費精算報告書について	1
7	〃	平成22年度嬉野市健全化判断比率の報告について	3
8	〃	平成22年度嬉野市資金不足比率の報告について	4

議案番号	提出年月日	議案名	頁
43	平成23年9月2日	専決処分の承認を求めることについて(嬉野市職員定数条例の一部を改正する条例(平成23年嬉野市条例第17号))	5
44	〃	嬉野市職員定数条例の一部改正について	8
45	〃	嬉野市税条例等の一部改正について	10
46	〃	嬉野市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について	18
47	〃	嬉野市水道事業給水条例の一部改正について	20
48	〃	建設(機械設備)工事請負契約の締結について	22
49	〃	平成23年度嬉野市一般会計補正予算(第3号)	別冊
50	〃	平成23年度嬉野市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)	〃
51	〃	平成23年度嬉野市農業集落排水特別会計補正予算(第1号)	〃
52	〃	平成23年度嬉野市水道事業会計補正予算(第1号)	〃
53	〃	平成22年度嬉野市一般会計歳入歳出決算認定について	〃
54	〃	平成22年度嬉野市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	〃
55	〃	平成22年度嬉野市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について	〃
56	〃	平成22年度嬉野市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	〃
57	〃	平成22年度嬉野市農業集落排水特別会計歳入歳出決算認定について	〃

議案 番号	提出年月日	議 案 名	頁
58	平成23年9月2日	平成22年度嬉野都市計画下水道事業嬉野市公共下水道事業費特別会計歳入歳出決算認定について	別冊
59	〃	平成22年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第七土地区画整理事業費特別会計歳入歳出決算認定について	〃
60	〃	平成22年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第八土地区画整理事業費特別会計歳入歳出決算認定について	〃
61	〃	平成22年度嬉野市嬉野温泉公衆浴場施設特別会計歳入歳出決算認定について	〃
62	〃	平成22年度嬉野市水道事業会計決算認定について	〃
63	〃	市道路線の廃止について	23
64	〃	市道路線の認定について	24

諮問 番号	提出年月日	諮 問 名	頁
1	平成23年9月2日	人権擁護委員候補者の推薦について	25
2	〃	人権擁護委員候補者の推薦について	26
3	〃	人権擁護委員候補者の推薦について	27

報告第6号

平成22年度嬉野市一般会計継続精算報告書について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第145条第2項の規定により報告する。

平成23年9月2日提出

嬉野市長 谷口 太一郎

平成22年度嬉野市一般会計継続精算報告書

款	項	事業名	年度	全体計			計画			実績			比較				
				年割額	左の財源内訳		支出済額	左の財源内訳		年割額と支出済額の差	左の財源内		その他	左の財源内		その他	
					特	定		財	源		特	定		財	源		
				円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
			21	6,500,000	6,500,000	6,500,000	6,500,000	6,500,000	6,500,000								
			22	3,650,350	3,650,350	3,650,350	3,650,350	3,650,350	3,650,350								
6	農林水産業費 1	農業費 農業振興地域整備計画 策定事業	計	10,150,350	10,150,350	10,150,350	10,150,350	10,150,350	10,150,350								

款	項	事業名	年度	全体計画				実績				比較							
				年割額	左の財源内訳		支出済額	左の財源内訳		年割額と支出済額の差	左の財源内訳		年割額と支出済額の差	左の財源内訳					
					特	定		財	源		内	訳		特	定	財	源	内	訳
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円						
10 教育費	4 社会教育費	重要文化財西岡家住宅 保存修理事業(解体)	19	12,726,000	9,544,000	3,182,000	12,726,000	9,544,000	3,182,000										
			20	11,130,000	7,124,000	4,006,000	11,130,000	7,124,000	4,006,000										
			21	4,945,500	3,165,000	1,780,500	4,945,500	3,165,000	1,780,500										
			22	4,273,500	2,735,000	1,538,500	4,273,500	2,735,000	1,538,500										
			計	33,075,000	22,568,000	10,507,000	33,075,000	22,568,000	10,507,000										
10 教育費	4 社会教育費	重要文化財西岡家住宅 保存修理事業(修理)	20	40,078,500	25,651,000	14,427,500	40,078,500	25,651,000	14,427,500										
			21	49,390,950	31,610,000	17,780,950	49,390,950	31,610,000	17,780,950										
			22	47,891,550	30,650,000	17,241,550	47,891,550	30,650,000	17,241,550										
			計	137,361,000	87,911,000	49,450,000	137,361,000	87,911,000	49,450,000										

報告第7号

平成22年度嬉野市健全化判断比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年6月22日法律第94号）第3条第1項の規定に基づき、別紙監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

平成23年9月2日提出

嬉野市長 谷口 太一郎

(単位：%)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
—	—	12.4	45.9

※「—」は比率が算定されないことを表している。

報告第8号

平成22年度嬉野市資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年6月22日法律第94号）第22条第1項の規定に基づき、別紙監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

平成23年9月2日提出

嬉野市長 谷口 太一郎

特別会計の名称	資金不足比率（％）	備 考
嬉野市水道事業会計	—	地方公共団体の財政の健全化に関する法律令第17条第1号の規定により事業の規模を算定
嬉野市農業集落排水特別会計	—	地方公共団体の財政の健全化に関する法律令第17条第3号の規定により事業の規模を算定
嬉野都市計画下水道事業 嬉野市公共下水道事業費特別会計	—	〃
嬉野市嬉野温泉公衆浴場施設 特別会計	—	〃

※「—」は比率が算定されないことを表している。

議案第43号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成23年9月2日提出

嬉野市長 谷口 太一郎

理由 平成23年7月1日の組織機構改革に伴い、条例の一部を改正する必要があった。

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、嬉野市職員定数条例（平成18年嬉野市条例第26号）の一部を改正する条例について、別紙のとおり専決処分する。

平成23年6月30日

嬉野市長 谷口 太一郎

嬉野市条例第17号

嬉野市職員定数条例の一部を改正する条例

嬉野市職員定数条例（平成18年嬉野市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「175人」を「185人」に改め、同条第3号中「30人」を「20人」に改める。

附 則

この条例は、平成23年7月1日から施行する。

議案第44号

嬉野市職員定数条例の一部改正について

嬉野市職員定数条例（平成18年嬉野市条例第26号）の一部を別紙のように改正する。

平成23年9月2日提出

嬉野市長 谷口 太一郎

理由 平成23年10月1日より監査委員の事務部局の職員を増員する必要がある、条例の一部を改正する必要がある。

嬉野市職員定数条例の一部を改正する条例

嬉野市職員定数条例（平成18年嬉野市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「185人」を「184人」に改め、同条第5号中「1人」を「2人」に改める。

附 則

この条例は、平成23年10月1日から施行する。

議案第45号

嬉野市税条例等の一部改正について

嬉野市税条例（平成18年嬉野市条例第51号）等の一部を別紙のように改正する。

平成23年9月2日提出

嬉野市長 谷口 太一郎

理由 地方税法の一部を改正する法律（平成23年法律第30号）の施行に伴い、条例の一部を改正する必要がある。

嬉野市税条例等の一部を改正する条例

(嬉野市税条例の一部改正)

第1条 嬉野市税条例(平成18年嬉野市条例第51号)の一部を次のように改正する。

第26条第1項中「3万円」を「10万円」に改める。

第34条の7を次のように改める。

(寄附金税額控除)

第34条の7 所得割の納税義務者が、前年中に次に掲げる寄附金又は金銭を支出し、当該寄附金又は金銭の額の合計額(当該合計額が前年の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の100分の30に相当する金額を超える場合には、当該100分の30に相当する金額)が2,000円を超える場合には、その超える金額の100分の6に相当する金額(当該納税義務者が前年中に第1号に掲げる寄附金を支出し、当該寄附金の額の合計額が2,000円を超える場合にあっては、当該100分の6に相当する金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。)をその者の第34条の3及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。

(1) 都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金(当該納税義務者がその寄附によって設けられた設備を専属的に利用することその他特別の利益が当該納税義務者に及ぶと認められるものを除く。)

(2) 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第113条第2項に規定する共同募金会(その主たる事務所を県内に有するものに限る。)又は日本赤十字社に対する寄附金(県内に事務所を有する日本赤十字社の支部において収納されたものに限る。)で、令第7条の17各号の規定により定めるもの

(3) 所得税法第78条第2項第2号及び第3号に掲げる寄附金(同条第3項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。)並びに租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金のうち、次に掲げるもの

ア 県内に事業所を有する法人又は団体に対する寄附金(当該事業所において収納されたものに限る。)

イ 公益信託ニ関スル法律（大正11年法律第62号）第2条の規定により
佐賀県知事又は佐賀県教育委員会の許可を受けた同法第1条に規定する公
益信託に対して支出した金銭

ウ ア及びイに掲げるもののほか、特に市民の福祉の増進に寄与するもの
として規則で定めるところにより市長が指定した寄附金又は金銭

2 前項の特例控除額は、法第314条の7第2項に定めるところにより計算し
た額とする。

第36条の3第2項中「各号に掲げる」を「に規定する」に改める。

第36条の4第1項中「納税義務者のうち」を「納税義務者が」に、「3万円」
を「10万円」に改める。

第53条の10第1項中「3万円」を「10万円」に改める。

第61条第9項及び第10項中「第349条の3第11項」を「第349条の
3第12項」に改める。

第65条第1項、第75条第1項及び第88条第1項中「3万円」を「10万
円」に改める。

第100条の次に次の1条を加える。

（たばこ税に係る不申告に関する過料）

第100条の2 たばこ税の申告納税者が正当な事由がなく第98条第1項又
は第2項の規定による申告書を当該各項に規定する申告書の提出期限までに提
出しなかった場合においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

2 前項の過料の額は、情状により、市長が定める。

3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限
は、その発付の日から10日以内とする。

第133条第1項中「3万円」を「10万円」に改める。

第139条の2を第139条の3とし、第139条の次に次の1条を加える。

（特別土地保有税に係る不申告に関する過料）

第139条の2 特別土地保有税の納税義務者が正当な事由がなく前条第1項
の規定による申告書を同項に規定する申告書の提出期限までに提出しなかった
場合においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

2 前項の過料の額は、情状により、市長が定める。

3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限

は、その発付の日から10日以内とする。

附則第7条の4を次のように改める。

(寄附金税額控除における特例控除額の特例)

第7条の4 第34条の7の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義務者が、法第314条の7第2項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第34条の3第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であつて、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第16条の3第1項、附則第16条の4第1項、附則第17条第1項、附則第18条第1項、附則第19条第1項又は附則第20条の2第1項の規定の適用を受けるときは、第34条の7第2項に規定する特別控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項に定めるところにより計算した金額とする。

附則第8条第1項中「平成24年度」を「平成27年度」に、「所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第25条第1項各号に掲げる売却の方法により当該各号に定める肉用牛を売却し、かつ、その売却した肉用牛がすべて同項に規定する免税対象飼育牛（次項において「免税対象飼育牛」という。）である場合（その売却した肉用牛の頭数の合計が2,000頭以内である場合に限る。）」を「法附則第6条第4項に規定する場合」に、「その肉用牛」を「肉用牛」に、「同法」を「租税特別措置法」に改め、「（前年の第33条第1項に規定する総所得金額に係る市民税の所得割の額から、当該事業所得がないものとして計算した場合における同項の総所得金額に係る市民税の所得割の額を控除した額とする。）」を削り、同条第2項中「所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第25条第1項各号に掲げる売却の方法により当該各号に定める肉用牛を売却し、かつ、その売却した肉用牛のうち免税対象飼育牛に該当しないもの又は免税対象飼育牛に該当する肉用牛の頭数の合計が2,000頭を超える場合の当該超える部分の免税対象飼育牛が含まれている場合（その売却した肉用牛がすべて免税対象飼育牛に該当しないものである場合を含む。）」を「法附則第6条第5項に規定する場合」に、「その肉用牛」を「肉用牛」に、「同法」を「租税特別措置法」に、「次に掲げる金額」を「法附則第6条第5項各号に掲げる金額」に改め、同項各号を削る。

附則第10条の2第4項中「第31条の規定による認定」を「第7条第1項の

登録」に改める。

附則第16条の3第3項第2号中「、附則第7条の3の2第1項及び附則第7条の4」を「及び附則第7条の3の2第1項」に、「、第34条の7第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第16条の3第1項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額」と、同項前段」を「、第34条の7第1項前段」に改め、「、同条第2項及び附則第7条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第16条の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と」を削る。

附則第16条の4第3項第2号中「、附則第7条の3の2第1項及び附則第7条の4」を「及び附則第7条の3の2第1項」に、「、第34条の7第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第16条の4第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、同項前段」を「、第34条の7第1項前段」に改め、「、同条第2項及び附則第7条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第16条の4第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と」を削る。

附則第17条第3項第2号中「、附則第7条の3の2第1項及び附則第7条の4」を「及び附則第7条の3の2第1項」に、「、第34条の7第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第17条第1項に規定する長期譲渡所得の金額」と、同項前段」を「、第34条の7第1項前段」に改め、「、同条第2項及び附則第7条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第17条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と」を削る。

附則第18条第5項第2号中「、附則第7条の3の2第1項及び附則第7条の4」を「及び附則第7条の3の2第1項」に、「、第34条の7第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第18条第1項に規定する短期譲渡所得の金額」と、同項前段」を「、第34条の7第1項前段」に改め、「、同条第2項及び附則第7条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第18条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と」を削る。

附則第19条第2項第2号中「、附則第7条の3の2第1項及び附則第7条の4」を「及び附則第7条の3の2第1項」に、「、第34条の7第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第19条第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」と、同項前段」を「、第34条の7第1項前段」に

改め、「、同条第2項及び附則第7条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第19条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と」を削る。

附則第20条の2第2項第2号中「、附則第7条の3の2第1項及び附則第7条の4」を「及び附則第7条の3の2第1項」に、「、第34条の7第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第20条の2第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、同項前段」を「、第34条の7第1項前段」に改め、「、同条第2項及び附則第7条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の2第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と」を削る。

附則第20条の4第2項第2号中「、附則第7条の3の2第1項及び附則第7条の4」を「及び附則第7条の3の2第1項」に、「、第34条の7第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第20条の4第1項に規定する条約適用利子等の額」と、同項前段」を「、第34条の7第1項前段」に改め、「、同条第2項及び附則第7条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の4第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と」を削り、同条第5項第2号中「、附則第7条の3の2第1項及び附則第7条の4」を「及び附則第7条の3の2第1項」に、「、第34条の7第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第20条の4第3項に規定する条約適用配当等の額」と、同項前段」を「、第34条の7第1項前段」に改め、「、同条第2項及び附則第7条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第20条の4第3項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と」を削る。

(嬉野市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 嬉野市税条例の一部を改正する条例(平成20年嬉野市条例第32号)の一部を次のように改正する。

附則第2条第7項、第14項及び第19項中「平成23年12月31日」を「平成25年12月31日」に改める。

第3条 嬉野市税条例の一部を改正する条例(平成22年嬉野市条例第25号)の一部を次のように改正する。

附則第1条第3号中「平成25年1月1日」を「平成27年1月1日」に改める。

附則第2条第4項中「平成25年度」を「平成27年度」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中嬉野市税条例第26条第1項の改正規定、同条例第36条の4第1項の改正規定（「3万円」を「10万円」に改める部分に限る。）、同条例第53条の10第1項、第65条第1項、第75条第1項及び第88条第1項の改正規定、同条例第100条の次に1条を加える改正規定及び第133条第1項の改正規定、同条例第139条の2を第139条の3とし、第139条の次に1条を加える改正規定並びに附則第4条の規定 平成23年12月1日

(2) 第1条中嬉野市税条例附則第8条の改正規定及び次条第2項の規定 平成25年1月1日

(3) 第1条中嬉野市税条例附則10条の2第4項の改正規定 高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律（平成23年法律第32号）の施行の日

(市民税に関する経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の嬉野市税条例（以下「新条例」という。）第34条の7の規定は、市民税の所得割の納税義務者が平成23年1月1日以後に支出する地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金並びに新条例第34条の7第1項各号に掲げる寄附金又は金銭について適用する。

2 新条例附則第8条の規定は、平成25年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、第1条の規定による改正前の嬉野市税条例（以下「旧条例」という。）附則第8条第1項に規定する免税対象飼育牛に係る所得に係る平成24年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成23年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成22年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新条例附則第10条の2第4項の規定は、附則第1条第4号に定める日以後に

新築される同項に規定する貸家住宅に対して課すべき平成24年度以後の年度分の固定資産税について適用し、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）の施行の日から同号に定める日の前日までの間に新築された同号に掲げる規定による改正前の地方税法附則第15条の8第4項に規定する高齢者向け優良賃貸住宅である貸家住宅については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第4条 この条例（附則第1条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる市税及びこの附則の規定によりなお効力を有することとされる旧条例の規定に係る市税に係るこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

議案第46号

嬉野市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について

嬉野市災害弔慰金の支給等に関する条例（平成18年嬉野市条例第97号）の一部を別紙のように改正する。

平成23年9月2日提出

嬉野市長 谷口 太一郎

理由 災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律（平成23年法律第86号）の施行に伴い、条例の一部を改正する必要がある。

嬉野市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

嬉野市災害弔慰金の支給等に関する条例（平成18年嬉野市条例第97号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号中「維持していた遺族」の次に「（兄弟姉妹を除く。以下この項において同じ。）」を加え、同項に次の1号を加える。

- (3) 死亡者に係る配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合であって兄弟姉妹が存するときは、その兄弟姉妹（死亡者の死亡当時にその者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。）に対して、災害弔慰金を支給するものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第4条第1項の規定は、平成23年3月11日以後に生じた災害により死亡した市民の遺族に係る災害弔慰金の支給について適用する。

議案第47号

嬉野市水道事業給水条例の一部改正について

嬉野市水道事業給水条例（平成18年嬉野市条例第147号）の一部を別紙のように改正する。

平成23年9月2日提出

嬉野市長 谷口 太一郎

理由 嬉野市水道事業の水道使用料を改定するため、条例の一部を改正する必要がある。

嬉野市水道事業給水条例の一部を改正する条例

嬉野市水道事業給水条例（平成18年嬉野市条例第147号）の一部を次のように改正する。

第24条を次のように改める。

（料金）

第24条 上水道及び簡易水道の料金は、次に定めるところにより算出した額とする。ただし、その額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を四捨五入する。

（1） 一般用

基本料金(1箇月につき)				超過料金(1立方メートル当たり)
水量	料金	水量	料金	
5立方メートルまで	910円	5立方メートルを超え10立方メートルまで	1,820円	182円

（2） 私設消火栓（公共の消防用以外に使用した場合）

種別	料金
1回につき	1,820円

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の嬉野市水道事業給水条例第24条の規定は、この条例の施行の日以後に行うメーターによる使用水量の計量（以下「検針」という。）に基づく算定料金から適用し、同日前に行った検針に基づく算定料金については、なお従前の例による。

議案第48号

建設（機械設備）工事請負契約の締結について

平成23年度嬉野市農業集落排水資源循環統合補助事業五町田・谷所地区汚泥資源循環施設建設（機械設備）工事請負契約について、下記のとおり契約を締結したので、議会の議決を求める。

記

平成23年9月2日提出

嬉野市長 谷口 太郎

- 1 契約の目的 平成23年度嬉野市農業集落排水資源循環統合補助事業
五町田・谷所地区汚泥資源循環施設建設（機械設備）工事
- 2 契約の方法 特定建設共同企業体による条件付一般競争入札
- 3 契約金額 173,712,000円
- 4 契約の相手方
共同企業体代表者住所 佐賀市唐人2丁目5番8号
共同企業体の名称 西島・アイワ特定建設共同企業体
代表者氏名 株式会社西島製作所 佐賀営業所所長 山口亀男

理由 地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び嬉野市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成18年嬉野市条例第48号）第2条の規定により、議会の議決が必要である。

議案第63号

市道路線の廃止について

次のとおり市道路線の廃止をする。

平成23年9月2日提出

嬉野市長 谷口 太一郎

理由 道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項の規定により、議会の議決が必要である。

整理 番号	路線名	起 点
		終 点
1	六区画3号線	嬉野町大字下宿字野畑乙 1416 番地先 嬉野町大字下宿字野畑乙 1387 番地先

議案第64号

市道路線の認定について

次のとおり市道路線の認定をする。

平成23年9月2日提出

嬉野市長 谷口 太一郎

理由 道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、議会の議決が必要である。

整理 番号	路線名	起 点
		終 点
1	六区画3号線	嬉野町大字下宿字野畑 嬉野町大字下宿字三本松

諮問第1号

人権擁護委員候補者の推薦について

次の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、議会の意見を求める。

平成23年9月2日提出

嬉野市長 谷口 太一郎

記

住 所 嬉野市嬉野町大字不動山甲9番地1

氏 名 宮崎 和子

昭和29年4月3日生

理由 人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める必要がある。

諮問第2号

人権擁護委員候補者の推薦について

次の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、議会の意見を求める。

平成23年9月2日提出

嬉野市長 谷口 太一郎

記

住 所 嬉野市嬉野町大字下野乙566番地

氏 名 熊谷 正之

昭和43年10月10日生

理由 人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める必要がある。

諮問第3号

人権擁護委員候補者の推薦について

次の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、議会の意見を求める。

平成23年9月2日提出

嬉野市長 谷口 太一郎

記

住 所 嬉野市塩田町大字久間乙415番地

氏 名 光武 英文

昭和22年8月30日生

理由 人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、
議会の意見を求める必要がある。